

京都府社会福祉協議会が取り組みをすすめる 持続可能な権利擁護支援モデル事業について

(テーマ①ー1 =法人後見の場合)

第2回 モデル事業実施自治体等連絡会 2023.7.14

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

総合的な権利擁護支援体制の推進

現状・課題

(1) 権利擁護支援ニーズの増大

- ・ 認知症高齢者の増加
- ・ 障害者の地域生活移行
- ・ 家族や地域のつながりの希薄化

(2) 日常生活自立支援事業の限界

- ・ 判断能力の状態から制度の対象外
- ・ 資産管理や相続対応が必要
- ・ 身寄りのない人のバックアップ

(3) 担い手の偏在と不足

- ・ 親族以外の第三者後見が急増
- ・ 弁護士等の専門職の地域偏在（京都市内集中）

(4) 市町村単独整備が困難

- ・ 支援想定ケース数が限定的
- ・ 専門相談を担う相談員が不十分
- ・ 支援者の確保や養成が困難

対応方策

① 京都府社協による日常生活自立支援事業と成年後見制度の一体的運用

＊ 法人後見体制の実施

② 市町村社協・社会福祉法人と共同・連携した地域の権利擁護支援体制の確立

＊ 広域の研修機会により、人材確保・育成を強化

③ 専門人材が少ない地域は、DX活用によるリモート支援

④ 不正防止・ガバナンス強化・徹底体制の構築

誰もが尊厳・生きがいをもって、住み慣れた地域で住み続けることができる地域社会の実現（地域共生社会）

予定；令和5～6年度 厚労省モデル事業活用

令和7年度本格実施 公費財源、後見報酬のほか民間財源確保

京都府における権利擁護支援に関する社会資源データ

圏域	圏域人口	高齢化率 (市町村別)	名簿登録 (弁)	名簿登録 (司)	名簿登録 (社)	名簿登録 (合計)	名簿登録 10万人比	日自 利用者数	日自 10万人比
丹後	87,967	35.7~46.7	5	5	11	21	23.9	165	187.6
中丹	187,237	29.7~37.3	7	8	12	27	14.4	249	133.0
南丹	129,757	29.1~42.0	1	12	16	29	22.3	133	102.5
京都市	1,409,061 (56.0%)	28.0	234 (91.8%)	159 (67.4%)	128 (60.1%)	521 (74.0%)	37.0	799	54.9
乙訓	153,423	26.5~27.8	0	9		9	5.9	68	44.3
山城北	427,406	24.6~33.8	5	35	32	72	16.8	197	46.1
山城南	121,603	24.1~50.7	3	8	14	25	20.6	91	74.8
合計/平均	2,516,454	28.8	255	236	213	704	28.0	1,702	67.6

京都府内の社会福祉協議会による法人後見実施状況

圏域	圏域人口	市町村数	(参考) 平成大合併前 市町村数	社協 法人後見実施 (実利用者数 / 累計)	社協法人後見 実施準備中等	参考 (実利用者数等)
丹後	87,967	2市2町	1市10町	なし	宮津市 京丹後市	
中丹	187,237	3市	3市3町	福知山市(4/5),舞鶴市(2/2), 綾部市(7/10)	—	
南丹	129,757	2市1町	1市7町	南丹市(1/1)		
京都市	1,409,061 (56.0%)	1市	1市1町	京都市(19/26)	—	法人後見団体多数 (受任者数100超複数)
乙訓	153,423	2市1町	2市1町	長岡京市(0/1)		
山城北	427,406	4市3町	4市3町	なし		NPO 山城権利擁護NW (248/350)
山城南	121,603	1市3町1村	6町1村	なし	木津川市	
合計/平均	2,516,454	15市10町1村	12市31町1村	6市実施(33/45)	3市	

京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会
(令和4年度実施概要)

1. 検討会の設置及び目的

令和4年度に、「京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会」を設置

〔検討項目〕

- ①京都府社会福祉協議会が担う法人後見実施のあり方
- ②法人後見実施市町村社会福祉協議会への京都府社会福祉協議会による法人後見監督支援体制整備のあり方
- ③当事者本位・参加を軸とした地域福祉権利擁護ネットワークの今後強化すべき機能

〔検討会委員9名〕（役職等は令和5年3月末現在）

○学識経験者

小賀野 晶一 氏 = 座長 = (中央大学法学部 教授)

佐藤 千恵 氏 = 副座長 = (京都府立大学公共政策学部 教授)

中野 篤子 氏 (成年後見センター・リーガルサポート常任理事, 認知症の人と家族の会 理事)

○社会福祉法人 (京都知的障害者福祉施設協議会) ○市町村行政 (与謝野町・中核機関)

○市町村社協 (京丹波町社協) ○京都府 (高齢者支援課, 地域福祉推進課, 障害者支援課)

〔オブザーバー〕

○厚生労働省 (社会・援護局 成年後見制度利用促進室) ○全社協 (地域福祉部)

○京都家庭裁判所 ○専門職団体 (京都弁護士会, 京都社会福祉士会)

2. 検討方法

検討会委員の全員及びオブザーバーで検討を行う「本会議」を開催した（令和4年9月5日から令和5年3月24日までに5回開催）。なお、本会議に先立って準備会を開催した（令和4年8月9日）。

並行して、小賀野座長、佐藤副座長、中野コアメンバー委員による「コアメンバー会議」を行うとともに（5回）、本会議及びコアメンバー会議の開催期間中に事務局が関係機関・団体にヒアリングを実施し（12回）、その結果を報告し議論を深めた。

事務局は、京都府社協内においてプロジェクトチーム体制により担当した。（福祉部長を統括，福祉部生活支援課を主管，同部地域福祉・ボランティア振興課，総務部福祉経営推進課、総務課の6名で構成）

実施日	会議の種類	主な内容・ヒアリング対象
令和4年		
6月30日	第1回コアメンバー会議	
7月29日	*第1回事務局ヒアリング	樋口委員（京都知的障害者福祉施設協議会）
8月9日	準備会 〔キャンパスプラザ京都〕	①京都府社会福祉協議会が担う法人後見等実施体制のイメージについて ②検討会の進め方
8月23日	*第2回事務局ヒアリング	津田委員（京丹波町社協）
8月24日	*第3回事務局ヒアリング	田辺委員（与謝野町役場）
8月31日	*第4回事務局ヒアリング	京丹波町地域福祉権利擁護事業利用者

2. 検討経過

実施日	会議の種類	主な内容・ヒアリング対象
9月5日	第1回本会議 〔京都府立京都学・歴彩館〕	○京都府社会福祉協議会が担う法人後見・権利擁護支援の方向性（全体イメージ）の検討
9月27日	*第5回事務局ヒアリング	綾部市社会福祉協議会（法人後見実施団体）
9月28日	*第6回事務局ヒアリング	京都市社会福祉協議会（法人後見実施団体）
9月29日	第2回コアメンバー会議	
10月24日	*第7回事務局ヒアリング	舞鶴市社会福祉協議会（法人後見実施団体）
10月25日	*第8回事務局ヒアリング	山城権利擁護支援ネットワーク（法人後見実施団体）
10月26日	*第9回事務局ヒアリング	福知山市社会福祉協議会（法人後見実施団体）
11月4日	第2回本会議 〔京都テルサ〕	①京都府社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の実施状況 ②法人後見活動の実際 ③法人後見の仕組の考え方（素案）の検討 ④京都知的障害者福祉施設協議会の成年後見制度利用調査の実施状況（樋口委員報告）
11月25日	第3回コアメンバー会議	
12月13日	*第10回事務局ヒアリング	荻野修一氏（松寿苑総合施設長）
12月16日	*第11回事務局ヒアリング	樋口委員（京都知的障害者福祉施設協議会）
12月21日	*第12回事務局ヒアリング	大阪府社会福祉協議会（権利擁護推進室）
12月26日	第3回本会議 〔ハートピア京都〕	①法人後見の仕組の考え方（素案2版）の検討 ②社会福祉法人による法人後見・権利擁護支援 ③京都府内市町村社協の現時点での主要意見
令和5年		
1月12日	第4回コアメンバー会議	
1月30日	第4回本会議 〔京都テルサ〕	①検討会の議論を受けて （田辺委員，津田委員より報告・提起） ②権利擁護支援の総合化 （法人による任意後見、多様な支援策の検討）
3月13日	第5回コアメンバー会議	
3月24日	第5回（最終回）本会議 〔ハートピア京都〕	○最終報告（骨子及びラフ案）の検討

3. 検討会で得られた結論

(1) 目指す社会像「総合的な権利擁護支援体制の推進を通じた地域共生社会」

- ・誰もが安心して、豊かな暮らしを送ることができる社会
- ・人の尊厳・自己決定（意思決定）が大切にされる社会
- ・当事者参加（居場所，出番など場づくり）を大切にする社会
- ・住民参加（権利擁護支援の理解や活動の場づくり）を大切にする社会

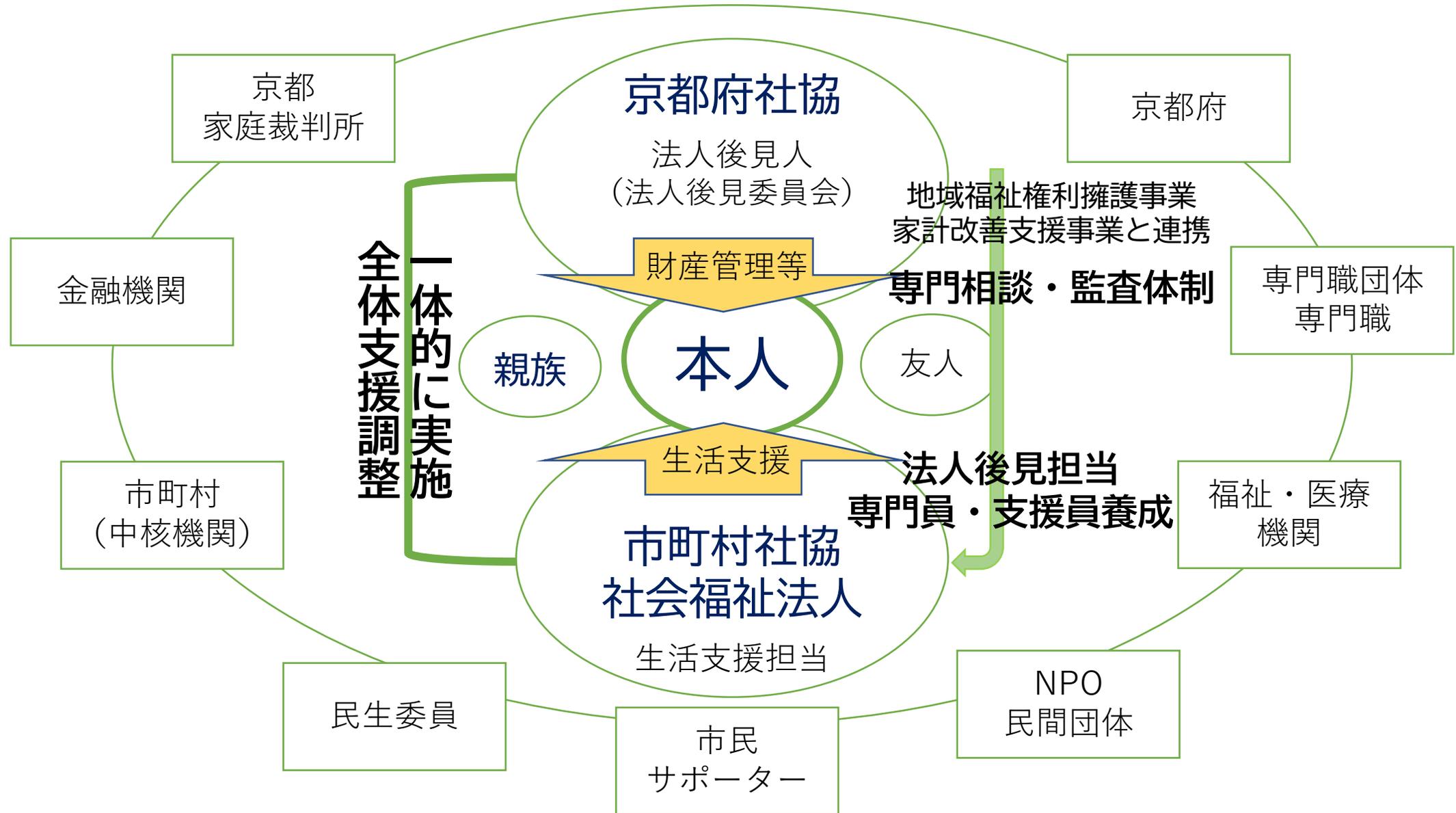
(2) 検討会の結論（考え方）

- ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進を基本とする
- ・成年後見制度や任意後見制度との一体的運用，その他権利擁護支援の仕組みの開発・総合化

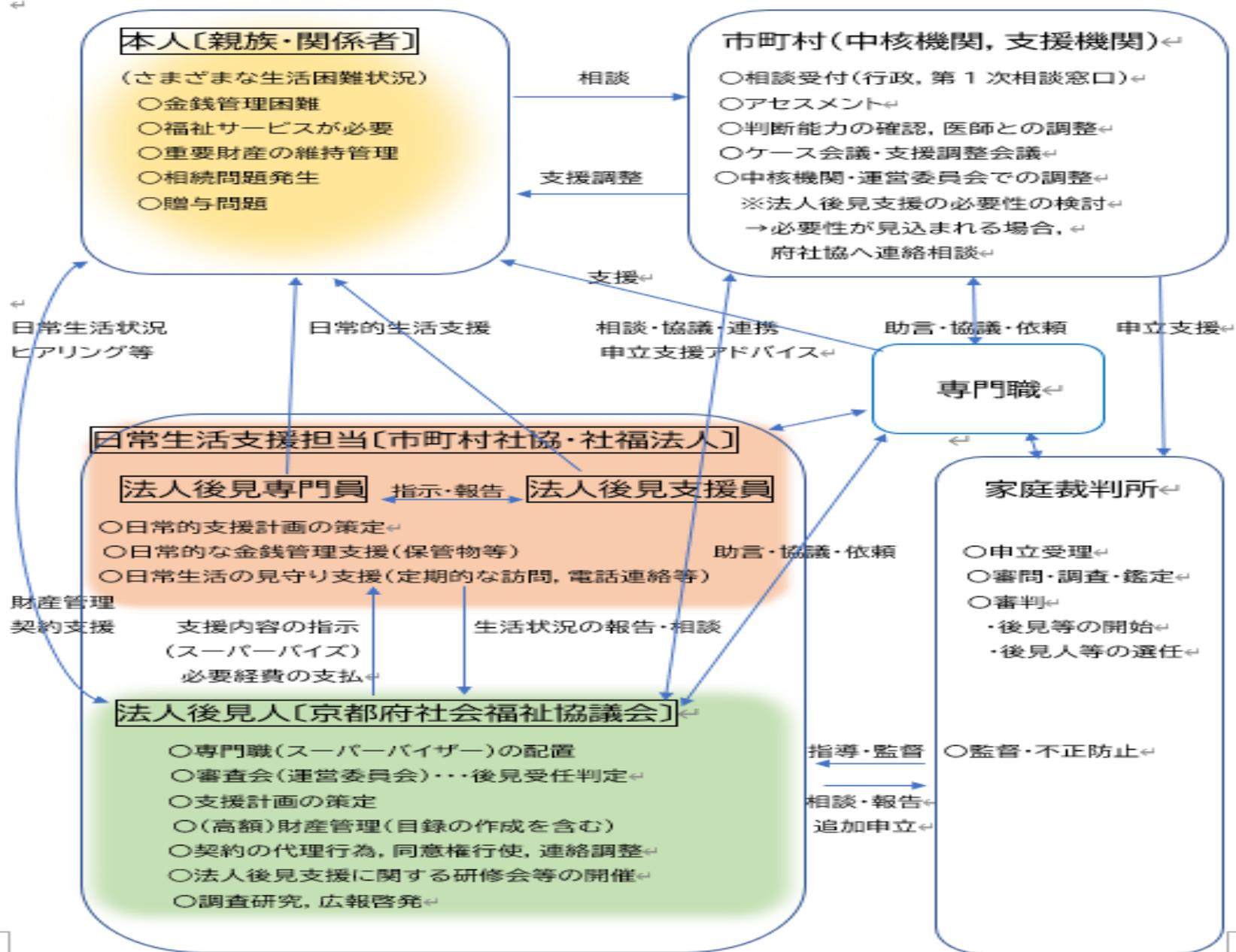
(3) 当面の具体的な取組 → モデル事業で取組むべき課題

- ・町村部は，京都府社会福祉協議会が法人後見を担い，町村社協と共同で実施
- ・市部は，各市社協による法人後見実施の体制整備や運営を支援
- ・社会福祉法人の参画、関係機関・団体等とともに法人後見の推進
- ・法人後見実施体制の構築（財源確保）と人材育成
- ・不正防止の仕組み化
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワーク（広域支援体制）
- ・多様な意思決定支援方法メニューの開発，居住支援，簡易な金銭管理支援

京都府社協が実施する法人後見（イメージ）



「新しい京都らしい権利擁護支援体制」イメージ図



厚生労働省モデル事業により, 獲得を目指していること
(現在の状況)

1. 令和5年度実施計画

(1) 目的

虐待等の困難事案や長期的支援が必要な事例を中心に，市町村社会福祉協議会及び社会福祉法人との協力により本会が法人後見を推進し，誰もが尊厳を持って生きることができる総合的な権利擁護支援体制の構築を目指す。

(2) 事業内容

①法人後見受任体制の整備

- ・ 規程等の整備，運営委員会の設置及び開催，定款変更

②法人後見の受任

- ・ 町村部から法人後見移行が適切なケースの受任（2件程度）

③社会福祉法人（種別協議会）による法人後見の取り組み検討

- ・ ケーススタディ，潜在ニーズ把握，支援方法の検討

④京都府内法人後見実施社協（社会福祉法人）への支援

- ・ 各市町村社協へのバックアップ（個別相談支援）
- ・ 研修会（法人後見担当者基礎研修）
- ・ 情報共有会議
- ・ 虐待等の困難事案に関する事例検討会

2. 現時点の取組に向けた検討状況

(1) 京都府社協の受任体制の確立に向けた準備（7月まで）

- ・ 法人後見実務に関する京都府内先行実施団体へのヒアリング・相談
- ・ 本会内部の調整（特に、定款変更、審査会、諸規程類の創設等、理事会の日程確保）
- ・ モデル事業アドバイザー（業務委託）候補者の選定・調整

(2) 法人後見体制を構築を目指す市町村社協からの相談・支援の実施（9月, 1月）

- ・ 法人後見担当職員会議（市町村社協中心）の開催
- ・ 法人後見担当予定の市町村社協より職員等の研修要望 → 基礎研修の実施準備

(3) 具体的な府社協が担う法人後見のケースの抽出に向けた準備（8月～）

- ・ 特に、京都府社協を法人後見人とする際の町村社協との役割分担・体制
→ 家庭裁判所より、特に明確にするべきとの意見を受けている
- ・ 町村社協（検討会委員の京丹波町、与謝野町を念頭、対象者の抽出と方向性の確認）
→ アドバイザー（社会福祉士を予定）と調整のうえ、中核機関、町社協と連携し、具体的なケース選定に入る